

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	社会福祉法人の設立の認可		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）	（条項） 第 3 1 条第 1 項	
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	健康福祉部 福祉指導監査課 法人・こどもグループ		
標 準 処 理 期 間	4 5 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・ 文書の名称 【 社会福祉法人の認可について （平成 1 2 年障第 8 9 0 号・社援第 2 6 1 8 号・老発第 7 9 4 号・児発第 9 0 8 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知） 】 【 社会福祉法人の認可について （平成 1 2 年障企第 5 9 号・社援企第 3 5 号・老計第 5 2 号・児企第 3 3 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知） 】 ・ 掲載図書等 【 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準] 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準は、「社会福祉法人の認可について」（平成 1 2 年障第 8 9 0 号・社援第 2 6 1 8 号・老発第 7 9 4 号・児発第 9 0 8 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成 1 2 年障企第 5 9 号・社援企第 3 5 号・老計第 5 2 号・児企第 3 3 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）のとおりとする。 [社会福祉法第 3 1 条第 1 項] 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 一 目的 二 名称			

- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 評議員及び評議員会に関する事項
- 六 役員（理事及び監事をいう。（中略））の定数その他役員に関する事項
- 七 理事会に関する事項
- 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 九 資産に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公益事業を行う場合には、その種類
- 十二 収益事業を行う場合には、その種類
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項
- 十五 公告の方法

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。